

## 国民年金の基礎年金給付

国民年金にはあなたを支える3つの基礎年金があります。



### 老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が原則として10年以上ある人が、65歳になってから受給できます。

年金額(令和5年度)

新規裁定者(注1)

**795,000円/年**

既裁定者(注2)

**792,600円/年**

※20歳から60歳までの40年間、すべての保険料を納めた場合の金額です。  
※未納や免除期間がある場合は減額されます。

注1 新規裁定者…

67歳以下(昭和31年4月2日以降に生まれた方)※受給中の方も対象

注2 既裁定者…

68歳以上(昭和31年4月1日以前に生まれた方)



### 障害基礎年金

国民年金加入中や20歳前の病気やケガで障害が残ったとき、障害年金の等級1級・2級の状態になった場合に受給できます。

年金額(令和5年度)

新規裁定者(注1)

●1級

**993,750円/年**

●2級

**795,000円/年**

既裁定者(注2)

●1級

**990,750円/年**

●2級

**792,600円/年**

※子がいる場合は加算があります。

子の年齢要件

- ・18歳になった後の最初の3月31日までの子
- ・20歳未満で障害年金の等級1級または2級の状態にある子

※障害基礎年金、遺族基礎年金の受給には保険料の納付要件があります。



### 遺族基礎年金

国民年金加入中または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子が受給できます。

年金額(令和5年度)

新規裁定者(注1)

●配偶者と子1人の場合

**1,023,700円/年**

●子1人のみの場合

**795,000円/年**

既裁定者(注2)

●配偶者と子1人の場合

**1,021,300円/年**

●子1人のみの場合

**792,600円/年**

### ◆第1号被保険者の独自給付

#### 寡婦年金

夫が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに亡くなられたとき、その妻(婚姻期間10年以上)に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

#### 死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに亡くなられたとき、生計を同一にしていた遺族に支給されます。ただし遺族基礎年金を受けられるときは死亡一時金は受けられません。

※寡婦年金と死亡一時金の要件の両方に該当する場合は、どちらか一方を選択することになります。

### お知らせ

令和4年4月から年金手帳は、**基礎年金番号通知書**に変わりました。

令和4年4月以降 ・新たに年金制度に加入する方 ・年金手帳の紛失等により再発行を希望する方には、基礎年金番号通知書が発行されます。すでに年金手帳をお持ちの方には基礎年金番号通知書は発行されません。引き続き年金手帳を大切に保管してください。

# わたしたちの国民年金

公的年金は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合う制度です。

## 国民年金に加入する方

日本に住所がある20歳以上60歳未満の方は全員が国民年金加入者です。加入者(被保険者)は、職業などによって次の3つのグループに分かれます。



区分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	第2号被保険者・第3号被保険者以外の方(自営業者、学生など) 	会社員、公務員などの厚生年金や共済年金の加入者 	性別問わず、第2号被保険者に扶養されている配偶者 
保険料の納付方法	ご自身で納付 保険料 <b>16,520円/月</b> (令和5年度)	給料から差し引かれた本人負担分と事業主負担分を合わせて勤務先が納付	配偶者(第2号被保険者)の加入している年金制度が負担
加入などの手続き先	安城市役所国保年金課	勤務先	配偶者(第2号被保険者)の勤務先

### 第1号被保険者の保険料の納付期限

**納付対象月の翌月末です。**  
(例えば7月分の納付期限は8月末です)

※保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万が一の事故や病気で障がいが残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。

### ◆保険料の納付方法

#### 納付書払い

日本年金機構から送付された納付書で、金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアで納付してください。

#### 口座振替

申込みが必要です。預貯金通帳、預貯金通帳届出印をお持ちになって、年金事務所、安城市役所国保年金課または金融機関にお越しください。

#### クレジットカード納付

申込みが必要です。年金事務所または安城市役所国保年金課にお越しください。

#### 電子納付(Pay-easy)

対応のATMやインターネットバンキング、モバイルバンキングなどで電子納付を行うことができます。金融機関にお問い合わせください。

#### 電子決済 (auPAY・d払い・PayB・PayPay・楽天Pay)

バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書)についてはご利用できません。各決済アプリの使用方法等については、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

## ◆前納制度

6カ月前納、1年分または2年分の保険料をまとめて前納すると保険料が割引されます。

### 口座振替及びクレジットカード前納申込期限

前納の種類	申込期限	振替日
6カ月前納	4月分～9月分	2月末日
	10月分～3月分	8月末日
1年前納	4月分～翌年3月分	2月末日
2年前納	4月分～翌々年3月分	



### 令和5年度に前納する場合の保険料額（※令和5年度保険料16,520円、令和6年度保険料16,980円で計算）

納付方法	納付する保険料	割引額
納付書払い クレジットカード納付 電子納付 電子決済	毎月納付	198,240円(16,520円×12カ月)
	6カ月前納	98,310円
	1年前納	194,720円
	2年前納	387,170円
口座振替	毎月振替(翌月末日振替)	198,240円(16,520円×12カ月)
	毎月振替(当月末日振替)	197,640円
	6カ月前納	97,990円
	1年前納	194,090円
	2年前納	385,900円

## 年金額を増やしたい方は

### 1 付加保険料を納める(保険料1カ月400円)

月々の保険料に加えて付加保険料を納めると将来受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

例えば、10年間付加保険料を納めて、65歳で年金を受け取る場合、

**200円×120月(10年)=24,000円(年額)**が基本額に加算されます。

※国民年金基金加入者は、付加保険料を納めることはできません。

※申し込んだ月からの加入となります。さかのぼって納付することはできません。

### 2 免除等の期間の保険料を追納する

免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間は、保険料を全額納付したときに比べて、将来受給する年金額が少なくなります。追納の場合、10年前までさかのぼって納めることができるので、老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。ただし、3年度目以降の追納分につきましては、当時の保険料に加算額がつきます。

### 3 60歳以降に任意加入をする

年金額を満額に近づけたい人は、65歳になるまで任意加入することができます。

次のすべての条件を満たす方が任意加入することができます。

- ・日本国内に住む60歳以上65歳未満で厚生年金に加入中ではない方
- ・老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ・20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方



## 保険料を支払うことが困難な場合

経済的な理由などで保険料の納付に困ったときは、免除申請についてご相談ください。

申請日より、2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

※令和5年度の免除申請は令和5年7月3日(月)から受付が始まります。



種類	内容	受給資格期間には	老齢基礎年金の計算に反映される割合は	後から保険料を納めることは
申請免除	全額免除	入ります ○	2分の1	10年以内なら納めることができます。後から保険料を納めることにより、保険料を納めていた方と同じように年金額の計算に反映されます。 ※後から保険料を納める場合、3年度目以降の追納分につきましては、当時の保険料に加算額がつきます。
	4分の3免除	入ります ○	8分の5	
	半額免除	(免除後の保険料を納付した期間について)	4分の3	
	4分の1免除		8分の7	
納付猶予	申請者本人、申請者の配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合、申請して承認されると保険料の支払いが猶予されます。	入ります ○	反映されません	
学生納付特例	学生で、本人の前年所得が一定以下の場合、申請して承認されると、在学中の保険料の支払いが猶予されます(非対象校もあります)。	入ります ○	反映されません	
法定免除	障害年金1級または2級を受給している方、生活保護法による生活扶助を受けている方は、前年の所得に関わらず、届出をすることで保険料の全額が免除されます。	入ります ○	2分の1	
産前産後免除	出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間)保険料の納付が免除されます。対象となる方は出産日が平成31年2月1日以降の方です。承認された期間は、保険料納付済期間として扱われます。	入ります ○	全額	
未納	保険料または一部免除された場合の免除後の保険料を納めていない状態をいいます。督促の対象となるほか、年金を受給できなくなる場合があります。	入りません ×	反映されません	2年1カ月を過ぎると納めることができなくなります。

### ◆申請に必要なもの

- ・本人確認書類(顔写真付きの身分証明書)または年金手帳(基礎年金番号通知書)
- ・離職による特例で申請する場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証のコピー等
- ・学生納付特例の申請は、学生証(両面)のコピーまたは在学証明書(原本)

※別世帯の方が代理で申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。